

令和6年6月から 医療費がかわります

『糖尿病』『脂質異常症』『高血圧症』

の治療を受けていただいている患者さまには、これまでの『特定疾患療養管理料』に代わり『生活習慣病管理料』として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。保険の種類により、月々の自己負担額は数十円～数百円前後増加します。



初回だけ『療養計画書』への署名(サイン)が必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【生活習慣病管理料とは】

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者様を対象とし、疾病の重症化予防のため、療養計画書を作成し、服薬や生活の指導等を医師や専門職が行う総合的な治療管理です。

ご質問・ご不明な点等ございましたら
お気軽に窓口までお問い合わせください

